

毎週火・金曜日発行（当日が休日には、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- **規 則**
- 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則
- 福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県地域医療医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則、福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県地域医療医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福島県規則第三十一号

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十四年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）及び同様式付表二中 $\frac{0.48}{100}$ を $\frac{0.2}{100}$ を $\frac{0.7}{100}$ を $\frac{0.7}{100}$ に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県規則第三十二号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十五年福島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）及び同様式付表二中 $\frac{0.7}{100}$ を $\frac{1}{100}$ に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県規則第三十三号

福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県合同庁舎管理規則（昭和四十四年福島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表富岡合同庁舎の項中「原子力等立地地域振興事務所」を「ふたば復興事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（施設管理課）

福島県規則第三十四号

福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則（平成十九年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「附属病院」の下に「又は健康増進センター」を加え、同条第三号中

「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条に規定する保健所
十 保健、医療及び衛生に関する事項を所管する県の機関（前号に規定する保健所を除く。）

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）第二条に規定する福島県緊急医師確保研修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第三十五号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則（平成二十一年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。
二 独立行政法人労働者健康安全機構が県内に設置する病院

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第三十六号

福島県地域医療医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県地域医療医師確保研修学資金貸与条例施行規則（平成二十二年福島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。
三 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第三十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第四福島県営荒井団地の項中「〇・九三二六」を「〇・九二九八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県営住宅等条例施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（建築住宅課）